

下松市・記者発表(配布)資料

令和7年12月4日

| 部課名 | 課長 | 担当係長 | 連絡先(直通) |
|--------|---|-------|--------------|
| 総務部総務課 | 阿部 隆一 | 奥藤 芳幸 | 0833-45-1807 |
| 1 件名 | 令和7年12月の強調月間推進項目について | | |
| 2 概要 | 下松市では、毎月、強調月間推進項目及び実践事項を定め、裏面のとおり職員に通達しています。 | | |
| 3 内容 | 別紙1 障害者理解の促進について 別紙2 年末の交通安全について 別紙3 人権を尊重した行政の推進について 詳しくは、別紙1 障害福祉課障害福祉係 0833-45-1835 別紙2 生活安全課安全安心係 0833-45-1828 別紙3 人権推進課人権推進係 0833-45-1763 にお問い合わせください。 | | |
| 4 対象者 | 下松市職員 | | |
| 5 その他 | 実践事項は裏面のとおり | | |

各部課等の長 様

健康福祉部長

障害者理解の促進について

障害者基本法において、毎年12月3日から9日までを障害者週間と定められており、国民の間に広く障害者の福祉についての关心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、関係機関等と連携して啓発に係る取組を展開し、意識改革を進めることとしています。

については、本市においても12月を「障害者理解の促進月間」とし、下記の事項を特に実践することとしましたので、所属職員に周知してください。

記

《実践事項》

○障害と障害者への理解を深める。

障害は、多種多様で、外見からはわかりにくいものもあります。個々により状態は様々で、周囲から理解されずに悩んだり、苦しんだりしている人がいることを意識しましょう。

○ちょっとした手助けや配慮をする。

障害のある人も、周囲の理解やちょっとした配慮で、生きづらさを感じずに生活でき、地域で活躍できることもたくさんあります。障害をひとくくりで見るのではなく、一人ひとりをよく見て接するよう心がけ、声をかけるなどしてできる範囲での手助けを行う、「あいサポート運動」に取り組みましょう。

○「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を心がける

障害者差別解消法や県条例により、公共機関等や事業者に障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、負担が重すぎない範囲での社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮をすることが義務付けられていることを意識して業務に当たってください。

各部課等の長 様

生活環境部長

年末年始の交通安全について

職員の皆様には、常日頃から交通安全に努めるようお願いしているところですが、年末年始は慌ただしさが増すとともに、帰省等の移動により交通量が増えることなどから、交通事故が起きやすい状況となります。

については、12月の強調月間のテーマを「年末年始の交通安全」とし、下記の事項を特に実践することとしましたので、所属職員に周知してください。

記

実践事項

●飲酒運転の根絶（道路交通法の改正）

年末年始は、飲酒の機会が増えます。自動車、自転車における飲酒運転はもちろんのこと、飲酒運転を行うおそれのある者に車や酒を提供したり、同乗したりすることは絶対にしないでください。

●車を運転する時は

・後部座席を含むシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底

シートベルトの着用は、自分自身と同乗者の大切な命を守ります。全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

・前照灯の早め点灯・夜間における反射材の活用・安全確認の励行

1年を通じて日没時刻が最も早く、夕暮れ時から夜間にかけて車から歩行者等が見えにくくなります。運転者としても歩行者としても交通安全に努めましょう。

●自転車に乗る時は

・ヘルメット着用の努力義務化

自転車乗車中の事故では、頭部への怪我が最も多く、事故による被害を軽減させるため、自転車乗車時には必ずヘルメットを着用しましょう。

・自転車保険加入の義務化

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」により、自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。

下松市人権施策推進連絡会議
会長 玉井 哲郎

健 康 福 祉 部 長

人権を尊重した行政の推進

我が国においては、世界人権宣言が採択された12月10日を記念して、この日を最終日とする1週間（12/4～12/10）を「人権週間」と定めており、今年で77回目となります。この期間には、人権尊重思想の普及高揚を図るために、全国で集中的に啓発活動が展開されます。

市が行うすべての業務は、なんらかの形で市民と関わりがあり、その意味で人権と無関係な部署はありません。職員一人一人が市民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

については、12月を本市における「人権推進強調月間」とし、下記の事項を特に実践することとしましたので、所属職員に周知してください。

記

「誰か」のこと じやない。
〔令和7年度 啓発活動重点目標
～人権啓発キャッチコピー～〕

実践事項

- 人権を尊重した言動を心がけ、真摯な態度で業務にあたる。
- 市民の要望等に対しては、公平で、親切、丁寧な対応を心がける。
- 人権尊重の視点に立って業務を見直すとともに、職場環境の点検、改善に努め、ハラスメントの防止を図る。
- 性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）、先入観の解消に努める。
- 一人一人が、お互いの個性や違いを認め合い、多様性を尊重する意識の醸成を図る。
- 家庭や職場などで、人権問題について話し合う機会をつくり、お互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」の推進に努める。